平成２３年（フ）第２９８号
横浜市西区境之谷62番地24
債務者　中山　　宏
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４３号
横浜市神奈川区菅田町985十勝荘201林田方、住民票上の住所横浜市西区赤門町２丁目20番地　秀栄マンション４－Ｃ号
債務者　城野ミツル（旧姓松村）
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８０３号
岡山市北区吉備津645番地22、申立時の住所岡山市南区西市492番地１
債務者　永易　孝夫
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６７号
岡山県倉敷市児島下の町４丁目９番13号　レオパレスエーリ110号室
債務者　太田　　剛
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１号
熊本県山鹿市小坂3172番地２
債務者　中嶋　昭一
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２２年（フ）第７６３号
静岡市駿河区国吉田４－６－５　２Ｆ、住民票上の住所静岡市葵区上土１丁目19番６－207号
債務者　鈴木　政典
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４５５号
愛知県安城市根崎町北根46番地６、旧住所愛知県西尾市住崎３丁目85番地　恵善マンション206号室
債務者　深田　英代
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月18日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３９号
青森市大字羽白字沢田436番地　市営住宅野木和第３団地６―21
債務者　小川　知昭
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３６４号
神奈川県相模原市緑区牧野6896―20、住民票上の住所東京都練馬区中村北１丁目11―３―419
債務者　吉房　崇志
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２４３５号
東京都練馬区東大泉４丁目16―13　第１桜ハイツ101
債務者　藤巻　園枝
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４４号
横浜市戸塚区平戸１丁目19番12号
債務者　瀧本　重充
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８号
熊本県山鹿市鹿校通１丁目９番６号
債務者　吉住美津子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月10日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２２年（フ）第９００５号
東京都新宿区中井１丁目９―18
債務者　丸山　志功
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８６３３号
東京都港区港南４丁目７－１―1108
債務者　井上　　仁
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６７７号
東京都足立区南花畑４丁目30―17―103
債務者　森田ひかる
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部